

岩手県告示第862号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成26年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 九戸郡洋野町大野地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年11月26日から平成27年2月13日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（数値図化及び水準測量）